

海外日本語教育学会 学会会則

1. (名称)

本会の名称は、海外日本語教育学会とします。

英語名は、The Society for Teaching Japanese as a Foreign Language Abroad とします。

2. (設立趣旨)

日本語教育は世界各地で多様に変化しながら行われています。海外日本語教育学会は、海外の国や地域の日本語教育の歴史や実情をよく知り、学習者に寄り添った日本語教育を追求していきます。また、海外の日本語教育現場が抱えているさまざまな課題について解決策を探り、情報を広く共有するために発信していきます。

海外日本語教育学会は、各国や地域の歴史に根ざした、多様な言語、文化および価値観を尊重します。わたしたちは平和な国際社会の構築につながる日本語教育を追求し、学びあうことによって、日本語教育の現場を中心とした世界各地にその研究成果を還元していくことを目指します。

3. (活動)

本学会は、前条の目的を遂行するために、具体的な活動として、以下の 3 点を発信し、共有することを柱とします。

- 1) 海外の国や地域に固有の日本語教育の実態調査および研究
- 2) 海外の国や地域の現場で培ってきた教育方法や教室活動の実践報告および研究
- 3) 海外の国や地域の史的背景にもとづく日本語教育のあり方についての研究

4. (会員)

国籍や所属を問わず海外の日本語教育に関心を持っており、本学会の趣意を理解し、入会登録をした個人、または団体を会員とします。個人会員と団体会員は、会員価格で研究例会に参加可能です。なお、研究例会での発表と、学会誌への投稿は、個人会員に限ります。

5. (入会)

会員として入会しようとする者は、ホームページにある会員登録フォームに記入のう

え、送信し、世話人会の承認を経て入会登録とします。年会費は個人会員・団体会員問わず 1,500 円です。

6. (退会)

会員は、退会届を事務局に提出し、任意に退会することができます。

7. (会員資格の喪失)

本学会の名誉を毀損したり、活動趣旨に反する行為を取ったりした場合は、会員資格を失うことがあります。

8. (世話人会)

本学会は、実務執行機関として世話人会を置きます。世話人会は、会長、副会長、事務局長、その他委員（会計を含む）5 名以上をもって構成します。

世話人は会員相互の事前投票によって選出し、総会において報告します。任期は 2 年とし、連続 2 期までの再任を認めます。

9. (事務局)

本学会は、世話人間および会員間の連絡、サイト運営および会計等の事務を行う事務局を置きます。

付記

2018 年 5 月 1 日制定

2020 年 6 月 1 日改訂

2022 年 6 月 11 日改訂

(組織)

本会には、以下の役員および委員を置き、任期開始は4月1日とします。

- (1) 本学会は、実務執行機関として世話人会を置きます。ただし、2022年度においては、2021年度の世話人を世話人とします。世話人会は、会長、副会長、事務局長、その他委員（会計を含む）5名以上をもって構成します。
- (2) 会長1名。任期は1期2年とし、連続2期までの再任を認めます。世話人会構成員による合議によって選出し、総会において報告・承認します。会長にやむを得ない事態があった場合、副会長が持ち上がりで残りの任期を会長として務めることとします。
- (3) 副会長1名。任期は1期2年とし、連続2期までの再任を認めます。会長が世話人会構成員の中から指名します。
- (4) 事務局長1名。任期は1期2年とし、連続2期までの再任を認めます。会長が世話人会構成員の中から指名します。
- (5) 会計1名。任期は1期2年とし、連続2期までの再任を認めます。世話人会構成員による合議によって選出します。事務局長との兼任を認めます。
- (6) 例会委員会 4～6名
 - a. 委員長1名。任期は1期2年とし、原則として任期3年目の委員から前期委員の合議によって選出します。
 - b. 委員若干名。任期は1期2年とし、連続2期までの再任を認めます。2年ごとに半数ずつ交代します。
- (7) 学会誌委員会 4～6名
 - a. 委員長1名。任期は1期2年とし、原則として任期3年目の委員から前期委員の合議によって選出します。
 - b. 委員若干名。任期は1期2年とし、連続2期までの再任を認めます。2年ごとに半数ずつ交代します。
- (8) 広報委員会 2～4名
 - a. 委員長1名。任期は1期2年とし、原則として任期3年目の委員から前期委員の合議によって選出します。
 - b. 委員若干名。任期は1期2年とし、連続2期までの再任を認めます。2年ごとに半数ずつ交代します。

* ただし、(2)～(8)の規定によらず、再任後さらに1期の延長を可能とします。
- (9) 世話人選出

最大 20 名。世話人の選出については会員相互の事前投票を実施し、総会において報告します。

(10) 世話人資格の喪失

世話人の合議によって、世話人を解任することができます。